

提 案 理 由

(令和 5 年度関係議案)

議案第 6 号から議案第 13 号まで

議案第 6 号から議案第 13 号までの補正予算議案につきましてご説明申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、それぞれの部門において事業費が確定あるいは確定の見込みとなりましたもののほか、国の補正予算に関連して措置するものなども含め歳入歳出それぞれ 44 億 8,611 万 5,000 円を増額し、予算の総額を 662 億 9,164 万 9,000 円とするものであります。

増額する主なものとしたしましては、総務費では、一般職退職手当 1 億 5,220 万円のほか、ふるさと丸亀応援寄附金の増収見込みを受け、返礼品等の経費として、ふるさと納税事業費 4,589 万 2,000 円を追加計上いたします。また、県負担金の追加割当により、地籍調査事業費 5,725 万 4,000 円を追加措置いたします。

民生費では、障害者自立支援給付費 3 億 5,840 万円や、国民健康保険特別会計繰出金 1 億 1,531 万 9,000 円、こども医療給付費 5,650 万円を増額するほか、生活保護費に係る令和 4 年度国庫負担金等の確定に伴う返還 4,580 万 1,000 円を計上いたします。

農林水産業費では、イノシシの捕獲頭数の増加により、有害鳥獣捕獲事業費 480 万円を追加計上いたします。また、国の補助事業の増額に伴い、県営土地改良事業負担金 777 万 4,000 円や農村地域防災減災事業費 569 万 2,000 円を追加措置いたします。

土木費では、県が国の補助金を活用して事業費を増額することにあわせ、県営港湾整備事業負担金 1,490 万 2,000 円や県営街路整備負担金 300 万円を計上いたします。

消防費では、不足が見込まれる離島救急患者搬送委託料 146 万円や消防団員退職報償金 636 万 3,000 円を措置いたします。

教育費では、国庫補助金が追加交付の見込みとなった南中学校トイレ改修事業費 1 億 7,560 万 5,000 円を前倒して措置いたします。

各基金に係る積立金といたしましては、運用利子のほか、森林環境譲与税を全額森林環境整備基金へ積み立てます。また、がんばれ丸亀応援募金・支援金をはじめ、「ふるさと丸亀応援寄附金」等の寄附金を、それぞれご寄附いただいた皆様の意向に応じた基金へ積み立てるため、地域福祉基金積立金 8,300 万円、教育文化体育基金積立金 4,100 万円、史跡等整備基金積立金 7,900 万円等を計上するほか、モーターボート競走事業収入 60 億円のうち、30 億円をモーターボート競走収益基金へ、21 億 5,000 万円を教育文化体育基金へ、8 億円を次世代育成

基金へ積み立てます。また、アルプスアルパイン株式会社の株式の配当金 400 万円を片岡給付型奨学金基金へ積み立てます。

一方、減額するものとしたしましては、令和 4 年度の国の追加補正に伴い二重計上となっておりました丸亀城延寿閣改修事業費について不用額を減額するほか、職員給などの人件費、国及び県の事業承認の変更や事業費の確定見込みに伴い、不用と見込まれる額を減額いたします。

これらの事業に対する主な財源更正といたしましては、それぞれの事業に係る国・県支出金及び市債などを措置する一方、市税や普通交付税を追加計上し、各種特定目的基金や財政調整基金からの繰入金、前年度繰越金等を調整するものであります。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、国県の繰越事業に伴うものや、事業内容の変更などで関係機関との協議等に不測の日数を要したものなど、年度内にその支出が終わらない見込みとなる各事業について、それぞれ次年度に繰り越して使用する経費の限度額の総額を 31 億 9,098 万 7,000 円と定めるものであります。

予算第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、ICT 支援員派遣業務委託料や指導者用デジタル教科書使用料を追加するほか、それぞれ後年度に係る債務の負担限度額について、契約内容の見直しにより変更を行うものであります。

予算第 4 条の地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の減額や、各種事業費の変更、同意予定額通知等に伴い市債の借入限度額等をそれぞれ更正し、総額を 71 億 5,950 万円とするものであります。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、主な歳出として、職員給などに係る人件費を減額する一方、事業の確定見込みに伴い一般被保険者療養給付費保険者負担金 1 億円などを増額いたします。また、主な歳入といたしましては、国民健康保険税を減額する一方、歳出補正に対する県支出金の更正や一般会計繰入金を増額するほか、前年度繰越金を措置し、予算の総額を 125 億 1,624 万 6,000 円とするものであります。

国民健康保険診療所特別会計補正予算につきましては、不足が見込まれる長期債償還利子を 4 万 3,000 円増額する一方、不用となった事務費を減額いたします。

駐車場特別会計補正予算につきましては、歳出で、事業費の確定により建設費を 506 万 5,000 円減額する一方、一般会計繰出金 2,785 万円を増額いたします。また、歳入では、建設費の減額に伴い地方債を減額する一方、駐車場使用料 2,220 万円の増額や、前年度繰越金を措置し、予算の総額を 1 億 2,217 万 4,000 円とするものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳出において、職員給などに係る人件費

のほか、後期高齢者医療広域連合納付金 3,411 万 9,000 円を減額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料収入 3,060 万円の減額や一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を措置することで、予算の総額を 17 億 4,158 万 1,000 円とするものであります。

介護保険特別会計補正予算につきましては、主な歳出として、職員給などの人件費のほか、事業費の確定見込みに伴い、保険給付費 5 億 3,622 万円や地域支援事業費 2,730 万円を減額いたします。一方、歳入では、国・県支出金や支払基金交付金など特定財源の更正や、各種繰入金の増減などにより財源を調整し、予算の総額を 92 億 4,785 万 8,000 円とするものであります。

介護保険サービス事業特別会計補正予算につきましては、歳出では、事業費の確定見込みに伴い、介護予防サービス計画事業費の支出費目を減額いたします。また、歳入では、介護サービス計画費収入の減額及び一般会計繰入金の増額調整により、予算の総額を 1 億 1,430 万円とするものであります。

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、総売上で増加が見込まれることから、収益的収入であります営業収益の開催収入を 256 億 1,173 万円増額いたします。営業外収益につきましては、受取利息を 355 万円、長期前受金戻入を 2,568 万円増額いたします。

収益的支出であります営業費用の競走実施費については、売上に連動する費用として、払戻金・返還金、日本財団交付金等の法定交納付金、中央情報処理センターシステム利用料、香川県中部ボートレース事業組合配分金、電話投票事務負担金、電話投票会員向けサービス費等を合わせて 221 億 2,069 万 6,000 円増額するとともに、光熱水費を 1 億 3,000 万円減額し、営業外費用の消費税及び地方消費税については、250 万円増額いたします。

また、資本的支出につきましては、ナイター照明 LED 化工事等の事業費の確定に伴い、工事請負費を 2 億 3,000 万円減額するとともに、基金繰入金を 15 万円増額いたします。

債務負担行為の補正につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、来場者へのサービス向上を図るため現金投票端末機器増設及び窓口改修等業務委託料 8,500 万円を計上するものであります。

議案第 14 号

市道路線の変更及び認定につきましては、山北町道下東西 3 号線、西沖 2 号線は、公衆用道路寄附採納により一部区域が追加された路線の終点を変更するものであります。

津森町位 3 号線、津森町宮浦 3 号線、今津町浦砂子線、天満町二丁目団地線、柞原町下久保団地線、飯野町中代線、川西町北原線、川西町南木村線、領家中 2 号線、垂水 118 号線、馬指

蓮池線、岸ノ上6号線、久保4号線、楠見2号線は、公衆用道路寄附採納により新たに丸亀市の管理となった路線を市道として認定するものであります。